

議第195号

呉市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市企業立地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市企業立地条例の一部を改正する条例

呉市企業立地条例(昭和56年呉市条例第10号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等新增設事業(新規雇成型) 規則で定める業種の事業者が、市内において1,000平方メートル以上の工場、事務所、流通施設等(以下「工場等」という。)の新設又は増設をし、かつ、新規雇用従業者(常時雇用する従業者で市内に住所を有する者をいう。第3号及び第4号において同じ。)を中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者(次号、第4号及び第5号において「中小企業者」という。)にあつては5人以上、その他の者にあつては10人以上雇用することとなるものをいう。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) 本社機能移転等促進事業 規則で定める業種の事業者が、東京都特別区内に存する本社機能等(地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第4号に規定する特別業務施設に該当する施設の機能をいう。以下同じ。)を市内へ移転し、又は工場等において本社機能等の拡充をする事業であつて、新規雇用従業者を中小企業者にあつては5人以上、その他の者にあつては10人以上雇用することとなるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等新增設事業(新規雇成型) 規則で定める業種の事業者が、市内において1,000平方メートル以上の工場、事務所、流通施設等(以下「工場等」という。)の新設又は増設をし、かつ、新規雇用従業者(<u>新たに</u>常時雇用する従業者で市内に住所を有する者<u>又は既に</u>常時雇用している従業者で市外から市内に転入する者)をいう。第3号及び第4号までにおいて同じ。)を中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者(次号、第4号及び第6号において「中小企業者」という。)にあつては5人以上、その他の者にあつては10人以上雇用することとなるものをいう。</p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>(4) 本社機能移転等促進事業 規則で定める業種の事業者が、東京都特別区内に存する本社機能等(地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第5号に規定する<u>特定業務施設</u>に該当する施設の機能をいう。以下同じ。)を市内へ移転し、又は工場等において本社機能等の拡充をする事業であつて、新規雇用従業者を中小企業者にあつては<u>二人</u>以上、その他の者にあつては<u>5人</u>以上雇用することとなるものをいう。</p>

<p>(5) 略</p> <p>付 則</p> <p>2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>(5) サテライトオフィス誘致促進事業 規則で定める業種の事業者（本店の所在地が市外である者に限る。）が、市内において情報通信技術の活用により本店等の業務の一部が実施可能な遠隔地勤務のための事務所を新設し、かつ、当該事務所に常時雇用する従業者（当該事業者の本店等の業務に従事していた者その他市長が適当と認めた者に限る。）が一人以上常駐することとなるものをいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>付 則</p> <p>2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>
---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の呉市企業立地条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成措置の申請をする者について適用し、この条例の施行の際現に助成措置の決定を受けている者及び施行日前に助成措置の申請を行った者については、なお従前の例による。

(提案理由)

本市経済の発展等に寄与することを目的として、企業立地助成制度の実施期限を延長するとともに、サテライトオフィス誘致促進事業を新たに助成措置の対象とする等のため、この条例案を提出する。